

## 斎苑のご利用について(お知らせ)

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴い、国の「新型コロナウイルス感染症により亡くなった方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」が改正されました。

今般、改正されたガイドラインを踏まえ、斎苑のご利用につきまして、下記のとおり改めてご案内いたしますのでご承知おきくださいますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 斎苑のご利用全般について

- ・マスクの着用など基本的な感染対策は、ご来苑される方のご判断に委ねます。
- ・苑内の設備は通常どおりご利用いただくことができます。

#### 2. 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬について

##### 1) 火葬について

- ・ご遺体に適切な感染対策がされている場合は、通常の火葬どおり執り行います。
- ・5類感染症は、亡くなられてから24時間以内の火葬を執り行うことができません。

##### 2) 火葬予約時にお伝えいただきたい項目

- ・新型コロナウイルス感染症の方または新型コロナウイルス感染症が疑われる方の遺体であること。
- ・ご遺体がガイドラインに基づく適切な感染対策がされていること。

#### 3. 斎苑職員について

- ・当面の間、場面に応じたマスクの着用をします。

#### 4. 適用日 令和5年5月8日(月)斎苑ご利用分からとします。